

氏名（本籍）	銭本 隆行（福岡県）			
学位の種類	博士（社会福祉学）			
学位番号	甲第92号			
学位授与の日付	2025年3月20日			
学位授与の要件	学位規則第5条第1項の規定該当			
学位論文題目	地域包括ケアの統括化に関するデンマークと日本の比較研究 -ケアコーディネーター・まちづくり・高齢者参加を焦点として-			
研究審査委員	主 査	小松 理佐子	日本福祉大学	教授
	副 査	野口 定久	日本福祉大学	名誉教授
		平野 隆之	日本福祉大学	教授
		篠田 道子	日本福祉大学	教授
学外審査委員		斎藤 弥生	大阪大学大学院 人間科学研究科	教授

論文内容の要旨

銭本隆行氏の学位請求論文は、デンマークと日本の地方自治体における高齢者ケア、特に認知症ケアの条件整備にかかわるプログラムを、①両国の法制度や市民意識の違いから分析し、②両国のケアコーディネーター、まちづくり、高齢者の参加を焦点に、自治体運用の仕組みを検証し、③デンマークの統括的ケアプログラムの運用システムを、日本の地域包括ケアの先進的自治体に応用し、各自治体の重層的支援体制整備事業の普遍化を図ることにある。そのための研究方法としてデンマークの自治体（ミドルファート・コムーネ、スヴェンボー・コムーネ、ノアフュンス・コムーネ）および日本の大牟田市において自治体職員と高齢者へのインタビュー調査を実施した。

本論文において明示した点は、①デンマークにおける自治体の地域包括ケアプログラムの統括化の条件となる社会サービス法（国は大まかな方向性とある程度の枠組みを規定するだけで、具体的なサービスの内容、質、量などは、実質的に医療分野をレギオン（県）に、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉や初等教育などの分野はコムーネ（市）の決定に任されており、違法の場合には罰則が課せられている）と日本の重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の3において、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備することができるとなっている。）の法的位置づけの違いを明確にした上で、②デンマークの地域包括ケアプログラムの統括化の3条件を如何にして日本の国や自治体が行っている重層的支援体制整備事業の3つの柱（断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援）を中心とした包括的支援に取り入れていけるかを考察している。

本論文は、序章・終章を含む全7章で構成（本文152頁、図22点、表31点、引用・参考文献173点）されている。

序章 研究の背景と目的

第1章 デンマークと日本の高齢者ケアの概要

第2章 先行実践の研究の到達点と本研究の枠組み

第3章 デンマークのコムーネにおける高齢者ケアの条件整備のプログラムの統括化に関する調査 ーコムーネの選択

第4章 日本の自治体における高齢者ケアの条件整備のプログラムの統括化に関する調査

ー大牟田市の選択

第5章 国の法制度下での高齢者ケアの条件整備のプログラムの統括化

終章 まとめー本研究の結論と意義、今後の研究課題

序章（研究の背景と目的）では、本研究の動機・背景・目的、研究の課題と方法について論じられている。研究の動機は、銭本氏がデンマークに2006年7月から2015年12月まで約10年間、国民高等学校の教員として滞在し、デンマークの高齢者ケアの研究に取り組んできた経験にある。帰国後の氏の研究を通じて日本で取り組まれている地域包括ケアおよび重層的支援体制整備事業への示唆を考察してきたことである。研究の背景には、日本の地域包括ケアの構築が遅れている原因が、①社会保障や社会福祉の国民負担率をデンマークと比較し、日本では官民の協働による連携が不可欠、②自治体のサービス提供の法的枠組みの弱さ、③高齢者が参加する市民社会の弱さに焦点をあてながら、重層的支援体制整備事業がデンマークのプログラムの統括化と近いことを示唆した。そこから本研究の目的には、「日本とデンマークの高齢者ケアプログラム運用の違いを、重層的支援体制整備事業の3つの柱『相談支援』『まちづくり支援』『参加支援』を比較軸にしながら、デンマークと日本の自治体のケアコーディネーター、まちづくり、高齢者参加のプログラムの統括化を焦点に比較することで、日本の地域包括ケアを推進させていく示唆を得ること」と明示している。その上で、3つの研究課題を提示（①高齢者ケアの政策的な枠組み、②自治体ごとの高齢者ケアの条件整備のプログラム、③重層化事業における「重層化」とデンマークの「統括化」の違い）し、これらの課題解明の研究方法論（分析枠組み）を示し、①デンマークと日本（大牟田市）の自治体職員のヒアリング調査、②専門職へのヒアリング調査、③活動を行っている高齢者への意識調査など9つの調査を実施している。なお調査にあたっては、倫理的配慮として日本社会福祉学会の研究倫理規定及び研究ガイドライン、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」にもとづいて調査が実施されている。

第1章（デンマークと日本の高齢者ケアの概要）では、①本研究の前提となるデンマーク社会の成り立ち、徹底した地方分権による社会保障、税金を財源とした社会保障について論じられている。②デンマーク自治体の高齢者ケアの概要、地方分権を可能にする財源、社会サービス法に基づいてコムーネが税金による公的責任として高齢者ケアの条件整備（専門職の公務労働）を含むプログラム化がなされており、認知症ケア対策が国家レベルで取り組まれていることが示されている。さらに、普段着の民主主義を体現する市民社会において、公選で選ばれた高齢者委員会が存在し、施策への影響力を持っていること、また、高齢者のボランティア団体の多くが全国組織であり、各地域に支部を持ちながら地域の活動を行い、公共サービスを補完していることなどが示されている。③日本の地域包括ケアの沿革や概要を示し、地域包括ケアが抱える課題として地方分権が進まない法制度、外部に依存したケア体制、地域格差、市民社会の関わり方の弱さを挙げている。その中で進められている重層的支援体制整備事業が①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの柱で進められていること明示している。

第2章（先行実践の研究の到達点と本研究の枠組み）では、まず、デンマークにおける高齢者ケアの先行実践の研究の到達点としてコムーネによる条件整備のプログラムの統括化に関する研究がないこと、新たに取り上げる3つのコムーネの特徴が提示されている。第2に、日本の地域包括ケアの先行実践の研究を示し、デンマークの高齢者ケア、特に認知症ケアの実践を取り入れている福岡県大牟田市を比較対象とし、大牟田市における地域包括ケア並びに地域共生社会の実現、重層的支援体

制整備事業の取り組みを概観する中で、第3に、デンマークの3つのコムーネ（ミドルファート・コムーネ、スヴェンボー・コムーネ、ノアフュンス・コムーネ）における普遍的取り組みと特徴、大牟田市が選択したケアコーディネーター、まちづくり、高齢者の参加というプログラムに焦点を当て、プログラムの内容や運用について3つのコムーネと大牟田市を比較し、日本への示唆を得るという本研究の枠組みが明示されている。

第3章（デンマークのコムーネにおける高齢者ケアの条件整備のプログラムの統括化に関する調査

ーコムーネの選択）では、①ミドルファート・コムーネの職員調査において、認知症コーディネーターが病院での診断から地域での生活までを他分野を横断的にコーディネートする業務を担い、コムーネが統括化している」こと、②スヴェンボー・コムーネの職員調査において、「認知症のまちづくり」プログラムの実践はコムーネの統括によって可能であるプログラムであること、③ノアフュンス・コムーネの職員調査に加え、高齢者のボランティア団体、高齢者委員会に調査し、「高齢者ボランティアが積極的に活動をし、結果的にコムーネの公共サービスの役割を補完し、監視している」こと、さらに、エルドア・セイエンのノアフュン支部の活動に参加する高齢者に活動への意識調査を行い、参加に積極的な姿勢が見られた一方で、コムーネに場所などの支援を求める声を聴いている。「コムーネはボランティア調整担当職員を配置し、高齢者の活動の場所や補助金の支援をコーディネートして支援するプログラムを運用し、統括していたと述べている。④デンマークにおける、この3つの統括化プログラムはいずれのコムーネにおいても程度の差はあるものの、共通して運用されていることを示唆している。

第4章（日本の自治体における高齢者ケアの条件整備のプログラムの統括化に関する調査—大牟田市の選択）では、これまでに大牟田市が実践してきた認知症コーディネーター、認知症のまちづくり、高齢者の参加の取り組みを取り上げ、市職員への調査で自治体の関わり方、「認知症コーディネーター」養成研修を受けた職員の配置義務付けや、認知症のまちづくりは民間を中心となって行われてきたことが示されている。また、高齢者主体の活動の推進には専門職が高齢者を支援し、行政は専門職を強く支援し、高齢者にも直接・間接的に支援することが重要であると指摘している。さらに、デンマークのコムーネの3つのプログラムと大牟田市の重層的支援体制整備事業の3つの柱の共通性が確認された。ただ、デンマークのコムーネと大牟田市との差異は、デンマークにおける高齢者ケアの条件整備等のプログラムがコムーネによる「統括型」であるのに対し、大牟田市の場合は官民による「伴走型」であるとの指摘がなされている。重要な違いの記述である。

第5章（国の法制度下での高齢者ケアの条件整備のプログラムの統括化）では、これまでの調査結果をもとに、デンマークのコムーネが高齢者ケアプログラムの統括がなされていることによって、「制度の狭間」を生まないケアコーディネートがなされていることであつた。それに比して大牟田市では、コムーネのように税金で大方のプログラムを賄うのではなく、重層的支援体制整備事業による官民協働の働きかけによってプログラムの統括化が可能であることを示唆している。自治体によるプログラムの統括化を実現するための条件には、①社会サービス法などの自治体にサービスの提供責任を示した根拠となる条例の確立、②地方分権による自治体のプログラム統括への必要な財源確保、③新たな行政運営、④行政運営に高齢者自身に関わっていくための地域を超えたボランティア団体の組織化や高齢者委員会の設置による市民社会の成長、⑤責任を明確に与えられた自治体の役割の深化などを挙げている。

終章（まとめ—本研究の結論と意義、今後の研究課題）では、デンマークにおいて高齢者ケアの条件整備を行うプログラムはコムーネの統括によってプログラム同士が作用し合いながら効果を生んでいるが、大牟田市の重層的支援体制整備事業における「重層化」には、権限と財源、自治体の運営手法、市民社会の力をもとに、自治体が多分野にわたってプログラムを総合的マネジメントする「統括化」は有用であると結論づけられている。また、コムーネにおける高齢者ケアの条件整備等のプログラム運用として統括化を示したことが日本の重層化事業の発展に示唆を与えることができたことの意義は大きい。さらに、統括化へ向けて必要な条件の研究と同時に、これからの日本の各自治体が重層的支援体制整備事業を実施するにあたっての普遍化と自治体独自の特殊化への示唆は今後の研究課題としたと明示されている。

論文審査結果の要旨

1. 審査経過

2024年10月10日の第6回福祉社会開発研究科社会福祉学専攻会議において錢本隆行氏の第1次博士学位審査請求論文が受理された。学内審査委員4名（小松理佐子、平野隆之、篠田道子および指導教員・野口定久）は、それぞれに提出論文を精査した上で、2024年11月3日に第1回目の口頭試問（対面）を行い、本論文の概括的評価と論点について意見交換した。そこでの指摘事項の修文を課した。第2回目の口頭試問を11月23日に行い、修正箇所を確認した。2024年12月5日第8回大学院福祉社会開発研究科社会福祉学専攻会議において第1次審査は合格となった。その結果を受けて、12月14日に公開発表会（名古屋キャンパス、一部オンライン）に臨んだ。氏は、公開発表会等における指摘をとりまとめ、論文全体を見直し修文を行った。2025年2月6日に、最終口頭試問（対面および一部ZOOM）を実施した。同日中に学内審査委員4名による最終試験の結果について審議した。学外審査委員の斎藤弥生氏（大阪大学大学院人間科学研究科教授）からの審査報告書（2025年2月17日付）を総合して、本論文は博士学位（社会福祉学）授与にふさわしいとの結論に達した。

2. 論文の評価

申請者（錢本隆行氏）の提出論文は、研究主題に「地域包括ケアの統括化に関するデンマークと日本の比較研究-ケアコーディネーター・まちづくり・高齢者参加を焦点として」というやや難解なテーマをかかげている。それには、錢本氏がデンマークに2006年7月から2015年12月まで約10年間滞在する間に、デンマークの高齢者ケアの研究に取り組んできた経験にもとづいている。その意味では、氏ならではのチャレンジングな博士論文というイメージはすべての審査委員の一致する評価である。

総じて、本論文の評価は、日本とデンマークの高齢者ケアプログラム運用の違いに着目し、重層的支援体制整備事業の3つの柱『相談支援』『まちづくり支援』『参加支援』を比較軸にしながら、デンマークと日本の自治体のケアコーディネーター、まちづくり、高齢者参加のプログラムの統括化を焦点に比較することで、日本の地域包括ケアを推進させていく条件示唆を得ることにある。すなわち、デンマークのコムーネのように税金で大方のプログラムを賄うのではなく、日本の地方自治体が現在取り組んでいる地域包括ケア、重層的支援体制整備をより円滑に推進していくための方法、とりわけ高齢者ケア、さらには認知症ケアの条件整備にかかわるプログラム開発を官民協働の働きかけによって可能であることを示唆したことである。これまでに日本の自治体で地域福祉の政策・計画・実践と

して地域包括ケアや地域共生社会の実現、重層的支援体制整備事業が取り組まれてきているが、いくつかの自治体でその独自性（大牟田市はその代表的な自治体）に着目した取り組みがなされてきているものの、多くの自治体で、その対応策に決め手を欠いているという現状にあることは否めない。国や地方自治体の地域包括ケアおよび重層的支援体制整備事業の推進に、新たな処方箋を提示しえたことは高く評価されるものである。

また、本論文において明示した諸点は、①デンマークのムーネが責任を持って、高齢者ケアの条件整備のプログラムの統括的運営を行っているということ。一方、日本の地域包括ケアにおいても自治体が責任を持って行う重層的支援体制整備事業が進められているが、いまだプログラムの統括化に至っていない。

②統括化を比較することの意義において、デンマークでの高齢者ケアの条件整備のためのプログラムを統括しながら進めていくものに近いことを提示し、そのうえで、第2節1「研究の目的」で、日本とデンマークの高齢者ケアの条件整備のプログラム運営の違いを、重層的支援体制整備事業の3つの柱「相談支援」「まちづくり支援」「参加支援」を比較軸にしながら、プログラムの統括化を焦点に比較することで、地域包括ケア、そして重層的支援体制整備事業を推進していく示唆を得る意義を明示したこと。

③プログラム統括化の有用性であるが、本研究では、デンマークにおいて自治体が責任を持ってさまざまな取り組みの総合的なマネジメントをしていくことの重要性を検証していくため、そうした活動には「統括化」という表現が最も適しており、自治体が責任を持ってさまざまな取り組みの総合的なマネジメントをする中で、とくに事業やサービスをより高い効果を発揮するために条件・体制整備のプログラム化を図ることとして「統括化」という用語を使用したこと。

④大牟田市のこれまでの高齢者ケアのプログラムはデンマークのムーネに近いものである。それは、自治体、社会福祉法人の職員などがデンマークに何度も出向き、デンマークの政策と実践を学んで実践に取り入れているためである。しかし、大牟田市では、国の法制度の違いから、できることも限られ、統括化には至らず、デンマークと比べれば十分なプログラム運営になっていないところもみられる。そのため、第5章第3節4において大牟田市で統括化を実装した際のシミュレーションを行い、条例・法制度や財源、自治体の運営手法、市民社会の成長の必要性が示されている。これらの諸点は、12月実施の公聴会で指摘された論点である。氏は、それを真摯に受け止め、丁寧に修正を加えながら本研究の独自性にまで止揚した研究姿勢は評価に値する。

学外審査委員の斎藤弥生氏からは、銭本隆行氏の論文の意義を、「本研究は社会福祉法改正に伴い、自治体ごとに整備が目指される重層的支援体制について、日本の高齢社会の現状をふまえて、あるべき姿を論及しようとするもので、普遍型福祉国家に分類されるデンマークの取り組みとの比較を切り口にしている」との位置づけがなされている。本研究の評価には、「現在、日本では、重層的支援体制整備事業の柱となる相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援について、地域福祉の重要施策として取り組まれている。申請者はデンマークの包括ケアモデルから示唆を得るべく、現地調査を通じて3つのムーネ（基礎自治体）の取り組みは新しい情報で、参考になる点もあり、その点は本研究の学術的貢献といえる。また日本の先行事例としては大牟田市の実践を調査し、取り組み内容の違いだけでなく、中央政府と自治体の関係やガバナンス構造の違いを論じようとした点も評価できる」（原文のまま）と評している。

他面、本論文には、まだ以下のような弱点・難点も見られる。

審査委員会では、具体的に次の諸点の課題が指摘された。第1は、44頁に記載の「3つのムーネのプログラムの特徴による類型化」表と89頁の表3-12が同じであり、表題は「ムーネによる3つのプログラムの統括化」となっており、3つのムーネの「類型化」と「統括化」の記述が不足して

いる。第2は、115頁の表5-1「デンマークと高齢者ケアの比較」で「認知症コーディネーター」や「認知症のまちづくり」が同じ記述になっている。比較研究においては、具体的に記述する必要を指摘された。第3は、大牟田市における認知症ケア、地域包括ケアと重層的支援体制整備事業の関係が読み取りにくいこと。第4に、8頁、表序-1「主な調査一覧」（詳細は各章で記載）に分析方法の記載がないとの指摘には、研究方法論の記載があり、分析方法と同義語であることを意識しながら記述する必要があった

また、学外審査委員の斎藤弥生氏からは、3点にわたって課題が述べられている。研究論文の引用の不足による申請者の立場が不明瞭であること、統括化の守備にガバナンス等が含まれていないこと、現地調査の方法の記述が弱いことなどである。ただし、第2の課題については、申請者がテーマを焦点化するなかで、あえてガバナンスの点を縮小した点もあったといえる。

以上のような多くの課題は有するものの、全体として、本学の社会福祉学領域博士論文に求められる水準を満たしていると判断して、審査委員全員の一致を見た。

3. 最終試験（学力の確認）の結果

2025年2月6日、銭本氏への最終試験（口頭試問）を実施した。まず、はじめに銭本氏が事前に用意した口頭試問提出資料を提示し、12月14日実施の公開発表会を中心に本論文の意義と主張すべき論点について要領よく説明がなされた。それを受けて審査委員の質問にも明確に返答がなされた。また、本研究の到達点と弱点、今後の研究課題についても明快に語った。続いて、審査委員が本論文の課題および留意事項について鋭く切り込んだ。一つひとつの問いに対し、氏は本研究の中で記述したことに基づいて自分の考えを真摯に回答した。審査委員や学外審査委員の指摘には、氏の今後の実践研究に期待することで一致した。最後に英語力の審査を行った。本人記述の英文要旨の中からランダムに文節をとりあげ、英語記述の読み上げと日本語訳を指示したところ、適切に返答がなされた。

4. 結論

本審査委員会は、銭本隆行氏は日本福祉大学学位規則第12条および第5条第2項により博士学位（社会福祉学）を受けるにふさわしいものと判断し、合格と判定する。

以上